

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例の読替表

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）の特例……………1

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の特例……………7

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）の特例……………11

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）の特例……………18

銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第三十一号）の特例……………20

銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき、銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第三十三号）の特例……………22

信用金庫法施行規則第一百五十二条第二項の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第三十七号）の特例……………25

信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第三十九号）の特例……………	27
協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第二項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第四十号）の特例……………	30
協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第四十二号）の特例……………	31
銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等（平成十四年金融庁告示第十四号）の特例……………	33
銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第一号）の特例……………	36
信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十六号）の特例……………	38
協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）の特例……………	39
銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する金融庁長官の定める額を定める件（平成二十年金融庁告示第七十七号）の特例……………	40

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）の特例の読替表【第一条関係】

読替後	読替前
<p>【特例を採用した場合の国際統一基準】</p> <p>（基本的項目）</p> <p>第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券（第五十六条から第五十八条まで及び第六十条の規定により零パーセントのリスク・ウェイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。）の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リ</p>	<p>（基本的項目）</p> <p>第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第二十八条において同じ。）、為替換算調整勘定、新株予約権</p>

スク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。)及び繰延ヘッジ損益(同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券(零リスク・ウェイト債券を除く。)をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。)(の合計額が負の値であるときに於ける当該合計額をいうものとする。第二十八条において同じ。)、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。)(の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一～五 (略)

2～7 (略)

(補完的項目)

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)(から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母(内部格付手法採用行にあつては、第百五十二条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレ-

及び連結子法人等の少数株主持分(当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。)(の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一～五 (略)

2～7 (略)

(補完的項目)

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。)(から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母(内部格付手法採用行にあつては、第百五十二条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレ-

シヨナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号口に掲げる額については、第五百五十二条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及びゼロリスク・ウエイト債券を除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二 丁六 (略)

2・3 (略)

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非

シヨナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号口に掲げる額については、第五百五十二条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二 丁六 (略)

2・3 (略)

(基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本(非

累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）、が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合には、同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第四十条において同じ。）及び新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一～五（略）

2～8（略）

（補完的項目）

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母（内部格付手法採用行にあつては、第百五十二条第二号に掲げる額、マー

累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）、が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合には、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第四十条において同じ。）及び新株予約権の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一～五（略）

2～8（略）

（補完的項目）

第十八条 第十四条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十四条の算式の分母（内部格付手法採用行にあつては、第百五十二条第二号に掲げる額、マー

ケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号口に掲げる額については、第五百二十二条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及び零リスク・ウェイト債券を除く。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二丁六 (略)

2・3 (略)

【国内基準】

ケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号口に掲げる額については、第五百二十二条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第二十条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二丁六 (略)

2・3 (略)

<p>(基本的項目)</p> <p>第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、<u>為替換算調整勘定</u>、<u>新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分</u>（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす</p> <p>一 五 (略)</p> <p>二 七 (略)</p>	<p>(基本的項目)</p> <p>第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、<u>その他有価証券評価差損及び新株予約権の合計額</u>から次の各号に掲げる額を控除したものとす</p> <p>一 五 (略)</p> <p>二 七 (略)</p>
<p>(基本的項目)</p> <p>第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、<u>為替換算調整勘定</u>、<u>新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分</u>（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす</p> <p>一 五 (略)</p> <p>二 七 (略)</p>	<p>(基本的項目)</p> <p>第二十八条 第二十五条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、<u>その他有価証券評価差損及び新株予約権の合計額</u>から次の各号に掲げる額を控除したものとす</p> <p>一 五 (略)</p> <p>二 七 (略)</p>



銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の特例の読替表【第二条関係】

読替後	読替前
<p>【特例を採用した場合の国際統一基準】</p> <p>（基本的項目）</p> <p>第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券（第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条の規定により零パーセントのリスク・ウエイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下この項及び第六条第一項第一号において同じ。）の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合には、同号に</p>	<p>（基本的項目）</p> <p>第五条 第二条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合には、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第一号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第十七条において同じ。）を適用する場合には、同号に規定する</p>

規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（零リスク・ウェイト債券を除く。）をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第十七条において同じ。

（為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一～五（略）

2～7（略）

（補完的項目）

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法採用行にあつては、第三百三十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーシ

び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第四号及び第六号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一～五（略）

2～7（略）

（補完的項目）

第六条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法採用行にあつては、第三百三十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーシ

ヨナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号口に掲げる額については、第三百三十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及び零リスク・ウエイト債券を除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二 丁六 (略)

2・3 (略)

【国内基準】

ヨナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号口に掲げる額については、第三百三十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第八条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二 丁六 (略)

2・3 (略)

## (基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したも

一～五 (略)

2 } 6 (略)

## (基本的項目)

第十七条 第十四条の算式において基本的項目の額は、株主資本（非累積的永久優先株を含み、社外流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したも

一～五 (略)

2 } 6 (略)

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）の特例の読替表【第三条関係】

<p>読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>【国内基準】</p> <p>（基本的項目）</p> <p>第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額）          剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）<u>、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）</u>の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。</p>	<p>（基本的項目）</p> <p>第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額）          剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）<u>、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときににおける当該合計額をいうものとする。第二十二条において同じ。）</u>、<u>為替</u></p>

- 一〇五 (略)
- 2 (略)

(基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）の額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

- 一〇五 (略)
- 2 (略)

【特例を採用した場合の国際統一基準】

- 一〇五 (略)
- 2 (略)

(基本的項目)

換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

- 一〇五 (略)
- 2 (略)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合には、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第三十四条において同じ。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

## (基本的項目)

第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額）  
 剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）  
 並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）  
 連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券（第五十条から第五十二条まで及び第五十四条の規定により零パーセントのリスク・ウエイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。）  
 ）の評価差額に係る部分の額を除く。）  
 が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）  
 を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）  
 及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券（零リスク・ウエイト債券を除く。）  
 をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）  
 の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第二十二条において同じ。）  
 、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に

## (基本的項目)

第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額）  
 剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）  
 並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）  
 連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウエイト債券（第五十条から第五十二条まで及び第五十四条の規定により零パーセントのリスク・ウエイトが適用される債券並びにこれらの債券の発行体が元本の償還及び利息の支払についてその全額を保証している債券をいう。以下同じ。）  
 ）の評価差額に係る部分の額を除く。）  
 が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）  
 を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）  
 の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第二十二条において同じ。）  
 、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）  
 の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。

一～五 (略)

2 (略)

(基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合には、同号に規定するその他有価証券評価差額金（零リスク・ウェイト債券の評価差額に係る部分の額を除く。）及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第三十四条において同じ。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとする。

一～五 (略)

2 (略)

(補完的項目)

第二十三条 第十九条の算式において補完的項目の額は、次の各号に

一～五 (略)

2 (略)

(基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合には、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第三十四条において同じ。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。

一～五 (略)

2 (略)

(補完的項目)

第二十三条 第十九条の算式において補完的項目の額は、次の各号に



掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十九条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第百五十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務並びに期限付優先出資及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券（第二十五条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及びゼロリスク・ウエイト債券を除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額（ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあ

掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十九条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第百五十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務並びに期限付優先出資及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券（第二十五条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額（ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、連結貸借対照表計上

つては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときににおける当該合計額とする。( )の四十五パーセントに相当する額

二丁六 (略)

2・3 (略)

(補完的項目)

第三十五条 第三十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第三十一条の算式の分母(内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第百五十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これ

額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。( )の四十五パーセントに相当する額

二丁六 (略)

2・3 (略)

(補完的項目)

第三十五条 第三十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第三十一条の算式の分母(内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第百五十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これ

を切り上げた年数) から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。) については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第三十七条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するもの及び零リスク・ウエイト債券を除く。) について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。) の四十五パーセントに相当する額

二 丁六 (略)

2・3 (略)

を切り上げた年数) から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。) については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第三十七条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。) について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。) の四十五パーセントに相当する額

二 丁六 (略)

2・3 (略)

協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）の特例の読替表【第四条関係】

<p>読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>【国内基準】</p> <p>（基本的項目）</p> <p>第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会 員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外 部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに 次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、為替換算調 整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子 法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲 げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げ る額を控除したものとす。</p>	<p>（基本的項目）</p> <p>第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は会 員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外 部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに 次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価 証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規 定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他 有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価さ れているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損 益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ 。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評 価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損 益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とする ヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であ</p>

<p>2 一〇五 (略)</p>	<p>第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は組合員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）の額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。</p>
<p>2 一〇五 (略)</p>	<p>第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、組合員勘定又は組合員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものとす。</p>

銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第三十一号）の特例の読替表【第五条関係】

<p>読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>(国際統一基準行)</p> <p>第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（自己資本比率告示第十七条）銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。次条第一項において「特例告示」という。）第一条第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた自己資本比率告示第十七条とする。）に定める基本的項目の額をいう。及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(国際統一基準行)</p> <p>第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（自己資本比率告示第十七条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>(国内基準行)</p> <p>第二条 海外営業拠点を有しない銀行の必要な調整を加えた自己資本の額は、<u>基本的項目の額</u>(特例告示第一条第三項により読み替えられた自己資本比率告示第四十条に定める基本的項目の額をいう。) 及び補完的項目の額(自己資本比率告示第四十一条に定める補完的項目の額をいう。)(の合計額とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(国内基準行)</p> <p>第二条 海外営業拠点を有しない銀行の必要な調整を加えた自己資本の額は、<u>基本的項目の額</u>(自己資本比率告示第四十条に定める基本的項目の額をいう。) 及び補完的項目の額(自己資本比率告示第四十一条に定める補完的項目の額をいう。)(の合計額とする。</p>
--	--

銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき、銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁告示第三十三号）の特例の読替表【第六条関係】

<p>読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>（国際統一基準行）</p> <p>第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「連結自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国際基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（自己資本比率告示第五条）銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するため</p> <p>の基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。以下「特例告</p>	<p>（国際統一基準行）</p> <p>第一条 海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「連結自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国際基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（自己資本比率告示第五条）は連結自己資本比率告示第五条に定める基本的項目の額をいう。以下この条において同じ。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第六条又は連結自己資本比率告示第六条に定める補完的項目の額を</p>



示」という。 ) 第一条第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた自己資本比率告示第五条とする。

( ) 又は連結自己資本比率告示第五条 ( 特例告示第二条第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた連結自己資本比率告示第五条とする。 ) に定める基本的項目の額をいう。以下この条において同じ。 ) 及び補完的項目の額 ( 自己資本比率告示第六条又は連結自己資本比率告示第六条に定める補完的項目の額をいう。以下この条において同じ。 ) の合計額とする。

2 銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等 ( 以下「子会社等」という。 ) に第一項に定める銀行又は銀行持株会社の関連会社 ( 銀行法施行規則 ( 以下「規則」という。 ) 第十四条の四に規定する関連法人等をいう。以下同じ。 ) が含まれる場合の国際基準調整自己資本額は、第一項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十七条 ( 特例告示第一条第一項に規定する新基準を採用する場合は、同条第二項により読み替えられた自己資本比率告示第十七条とする。 ) に定める基本的項目の額に相当する額 ( 以下「関連会社の基本的項目の額」という。 ) 及び自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額に相当する額 ( 以下「関連会社の補完的項目の額」という。 ) の合計額を加えたものとする。

3～5 ( 略 )

いう。以下この条において同じ。 ) の合計額とする。

2 銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等 ( 以下「子会社等」という。 ) に第一項に定める銀行又は銀行持株会社の関連会社 ( 銀行法施行規則 ( 以下「規則」という。 ) 第十四条の四に規定する関連法人等をいう。以下同じ。 ) が含まれる場合の国際基準調整自己資本額は、第一項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十七条に定める基本的項目の額に相当する額 ( 以下「関連会社の基本的項目の額」という。 ) 及び自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額に相当する額 ( 以下「関連会社の補完的項目の額」という。 ) の合計額を加えたものとする。

3～5 ( 略 )

<p>(国内基準行)</p> <p>第二条 海外営業拠点を有しない銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「国内基準行調整自己資本額」という。)は、基本的項目の額(特例告示第一条第三項により読み替えられた自己資本比率告示第二十八条又は特例告示第二条第三項により読み替えられた連結自己資本比率告示第十七条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。)及び補完的項目の額(自己資本比率告示第二十九条又は連結自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。)の合計額をいう。</p> <p>2 銀行法第十三条第二項の場合において、子会社等に第一項に定める銀行又は銀行持株会社の関連会社が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、第一項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の特例告示第一条第三項により読み替えられた自己資本比率告示第四十条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第四十一条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(国内基準行)</p> <p>第二条 海外営業拠点を有しない銀行又は海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社の必要な調整を加えた自己資本の額(以下「国内基準行調整自己資本額」という。)は、基本的項目の額(自己資本比率告示第二十八条又は連結自己資本比率告示第十七条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。)及び補完的項目の額(自己資本比率告示第二十九条又は連結自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。)の合計額をいう。</p> <p>2 銀行法第十三条第二項の場合において、子会社等に第一項に定める銀行又は銀行持株会社の関連会社が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、第一項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第四十条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第四十一条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

信用金庫法施行規則第百十五條第二項の規定に基づき、信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省金融監督庁告示第三十七号）の特例の読替表【第七条関係】

<p>読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>(国内基準行)</p> <p>第一条 信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外拠点をいう。以下同じ。）を有しない信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（銀行法第十四條の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。次条第一項において「特例告示」という。）第三条第一項により読み替えられた自己資本比率告示第十三條に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四條に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p>	<p>(国内基準行)</p> <p>第一条 信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九條第一項において準用する銀行法第十四條の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外拠点をいう。以下同じ。）を有しない信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（自己資本比率告示第十三條に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四條に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p>

<p>2 (略)</p> <p>(国際統一基準行)</p> <p>第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額(自己資本比率告示第三十四条(特例告示第三条第二項に規定する新基準を採用する場合は、同条第三項により読み替えられた自己資本比率告示第三十四条とする。))に定める基本的項目の額をいう。及び補完的項目の額(自己資本比率告示第三十五条に定める補完的項目の額をいう。)(の合計額とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(国際統一基準行)</p> <p>第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額(自己資本比率告示第三十四条に定める基本的項目の額をいう。)(及び補完的項目の額(自己資本比率告示第三十五条に定める補完的項目の額をいう。)(の合計額とする。</p>
--	--

信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省金融監督庁告示第三十九号）の特例の読替表【第八条関係】

読替後	読替前
<p>（国内基準行）</p> <p>第一条 信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外拠点をいう。以下同じ。）を有しない信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国内基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。以下「特例告示」という。）第三条第一項により読み替えられた自己資本比率告示第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額をいう。</p>	<p>（国内基準行）</p> <p>第一条 信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外拠点をいう。以下同じ。）を有しない信用金庫連合会（以下「金庫」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国内基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（自己資本比率告示第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額をいう。</p>

2 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に金庫の関連会社（信用金庫法施行規則第七十三条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の特例告示第三条第一項により読み替えられた自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3 (略)

(国際統一基準行)

第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国際基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（自己資本比率告示第二十二条（特例告示第三条第二項に規定する新基準を採用する場合は、同条第三項により読み替えられた自己資本比率告示第二十二条とする。）に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第二十三条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額とする。

2 銀行法第十三条第二項の場合において、子会社等に前項の信用金庫連合会の関連会社が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は

2 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に金庫の関連会社（信用金庫法施行規則第七十三条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3 (略)

(国際統一基準行)

第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額（以下「国際基準行調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（自己資本比率告示第二十二条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第二十三条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額とする。

2 銀行法第十三条第二項の場合において、子会社等に前項の信用金庫連合会の関連会社が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は

、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第三十四条（特例告示第三条第二項に規定する新基準を採用する場合は、同条第三項により読み替えられた自己資本比率告示第三十四条とする。）に定める基本的項目の額に相当する額（以下「関連会社の基本的項目の額」という。）及び自己資本比率告示第三十五条に定める補完的項目の額に相当する額（以下「関連会社の補完的項目の額」という。）の合計額を加えたものとする。

3  
5  
(略)

、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第三十四条に定める基本的項目の額に相当する額（以下「関連会社の基本的項目の額」という。）及び自己資本比率告示第三十五条に定める補完的項目の額に相当する額（以下「関連会社の補完的項目の額」という。）の合計額を加えたものとする。

3  
5  
(略)

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第二項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年<sup>金融監督庁</sup>大蔵省告示第四十号）の特例の読替表【第九条関係】

読替後	読替前
<p>信用協同組合等（信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号）第四条により読み替えられた協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）第十三条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p>	<p>信用協同組合等（信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）第十三条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。</p>



協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年<sup>金融監督庁</sup>大蔵省告示第四十二号）の特例の読替表【第十条関係】

読替後	読替前
<p>1 信用協同組合等（信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）の自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。次項において「特例告示」という。）（第四条により読み替えられた協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）（第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額</p>	<p>1 信用協同組合等（信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）の自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、基本的項目の額（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）（第四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額をいう。</p>

<p>2 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に信用協同組合等の関連会社（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の特例告示第四条により読み替えられた自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十三条第二項の場合において、同項に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）に信用協同組合等の関連会社（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十六条第六項第二号に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項にかかわらず当該関連会社を除いて算出した基本的項目の額及び補完的項目の額の合計額に当該関連会社の自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額に相当する額及び自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。</p> <p>3 (略)</p>
--	---

銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等（平成十四年金融庁告示第十四号）の特例の読替表【第十一条関係】

読替後	読替前
<p>(銀行)</p> <p>第一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百三十一号。以下「法」という。）第二条第一号に掲げる者（法第三条第三項に規定する外国銀行支店を除く。次項において「内国銀行」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下この項において「銀行告示」という。）第五条に規定する基本的項目の額とする。ただし、銀行が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。以下「特例告示」という。）第一条第二項又は第三項により読み替えられた銀行告示による基準を採用する場合は、それぞれ同条第二項により読み替えられた銀行告示第五条に規定する基本的項目の額又は特例告示第一条第三項により読み替えられた銀行告示第二十八条に規定する基本的項目の額とする。</p>	<p>(銀行)</p> <p>第一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百三十一号。以下「法」という。）第二条第一号に掲げる者（法第三条第三項に規定する外国銀行支店を除く。次項において「内国銀行」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第五条に規定する基本的項目の額とする。</p>

2  
(略)

(全国を地区とする信用金庫連合会)

第四条 法第二条第四号に掲げる者(次項において「全国連合会」という。)の必要な調整を加えた自己資本の額は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第二十一号。以下この項において「信用金庫告示」という。)第二十二条に規定する基本的項目の額とする。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会が特例告示第三条第一項又は第三項により読み替えられた信用金庫告示による基準を採用する場合は、それぞれ同条第一項により読み替えられた信用金庫告示第四条に規定する基本的項目の額又は特例告示第三条第三項により読み替えられた信用金庫告示第二十二条に規定する基本的項目の額とする。

2  
(略)

(銀行持株会社)

第五条 銀行持株会社(法第三条第六項に規定する銀行持株会社をいう。次項において同じ。)の必要な調整を加えた自己資本の額は、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示

2  
(略)

(全国を地区とする信用金庫連合会)

第四条 法第二条第四号に掲げる者(次項において「全国連合会」という。)の必要な調整を加えた自己資本の額は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第二十一号)第二十二条に規定する基本的項目の額とする。

2  
(略)

(銀行持株会社)

第五条 銀行持株会社(法第三条第六項に規定する銀行持株会社をいう。次項において同じ。)の必要な調整を加えた自己資本の額は、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示

<p>2 (略)</p> <p>第二十号。以下この項において「銀行持株会社告示」という。(第 五条に規定する基本的項目の額とする。ただし、銀行持株会社及び その子会社が特例告示第二条第二項又は第三項により読み替えられ た銀行持株会社告示による基準を採用する場合は、それぞれ同条第 二項により読み替えられた銀行持株会社告示第五条に規定する基本 的項目の額又は特例告示第二条第三項により読み替えられた銀行持 株会社告示第十七条に規定する基本的項目の額とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>第二十号(第五条に規定する基本的項目の額とする。</p>
---	--

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十五号）の特例の読替表【第十二条関係】

読替後	読替前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「連結自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。ただし、銀行又は銀行持株会社及びその子会社が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。以下この条において「特例告示」という。）第一条第二項若しくは第三項により読み替えられた自己資本比率告示又は特例告示第二条第二項若しくは第三項により読み替えられた連結自己資本比率告示による基準を採用する場合は、それぞれ</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十号。以下「連結自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>

特例告示第一条第二項若しくは第三項により読み替えられた自己資本比率告示又は特例告示第二条第二項若しくは第三項により読み替えられた連結自己資本比率告示において使用する用語の例による。

信用金庫法施行規則第三百二十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十六号）の特例の読替表【第十三条関係】

読替後	読替前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。ただし、信用金庫又は信用金庫連合会が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号）(第三条第一項又は第三項により読み替えられた自己資本比率告示)による基準を採用する場合は、それぞれ同条第一項又は第三項により読み替えられた自己資本比率告示において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>



協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）の特例の読替表【第十四条関係】

<p>読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>(定義)                  第一条 この告示において使用する用語は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号）第四条により読み替えられた協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)                  第一条 この告示において使用する用語は、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>

銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する金融庁長官の定める額を定める件（平成二十年金融庁告示第七十七号）の特例の読替表【第十五条関係】

読替後	読替前
<p>銀行法施行規則（以下「規則」という。）第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額は、規則第三十四条の十九の三に規定する業務を営む特例子会社対象会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。）を特株特定子会社（法第五十二条の二十三の二第一項に規定する特株特定子会社をいう。）とする銀行持株会社（法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に適用すべき連結自己資本比率基準（法第五十二条の二十五に規定する基準をいう。）に係る算式に用いる基本的項目の額（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号。以下「自己資本比率告示」という。）第五条又は第十七条に規定する基本的項目の額をいう。）に百分の五を乗じて得た額とする。ただし、銀行持株会社及びその子会社が銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充</p>	<p>銀行法施行規則（以下「規則」という。）第三十四条の十九の五第一項第一号に規定する金融庁長官の定める額は、規則第三十四条の十九の三に規定する業務を営む特例子会社対象会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。）を特株特定子会社（法第五十二条の二十三の二第一項に規定する特株特定子会社をいう。）とする銀行持株会社（法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に適用すべき連結自己資本比率基準（法第五十二条の二十五に規定する基準をいう。）に係る算式に用いる基本的項目の額（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）第五条又は第十七条に規定する基本的項目の額をいう。）に百分の五を乗じて得た額とする。</p>

実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十年金融庁告示第七十九号。以下「特例告示」という。）第二條第二項又は第三項により読み替えられた自己資本比率告示による基準を採用する場合は、それぞれ同條第二項により読み替えられた自己資本比率告示第五條に規定する基本的項目の額又は特例告示第二條第三項により読み替えられた自己資本比率告示第十七條に規定する基本的項目の額とする。